

4. 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱等

令和7年6月1日改正

目 次

1. 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱・・・・・・・・・・4-1
2. 大阪府公共工事等不当介入対応要領・・・・・・・・・・4-5

大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号。以下「条例」という。)第10条及び第11条、並びに大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「規則」という。)第13条の規定に基づき、暴力団員及び暴力団密接関係者を公共工事等から排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (5) 役員等 規則第3条第1項第2号アからエに掲げる者をいう。
- (6) 入札参加資格 公共工事等に関する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (7) 入札参加資格者 大阪府の入札参加資格を有する者をいう。
- (8) 入札参加除外部会 大阪府暴力団等排除対策会議設置要綱(平成23年4月1日施行)第6条に規定する入札参加除外部会をいう。
- (9) 登録取下げ者 入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者をいう。
- (10) 下請負人 条例第10条第1号に規定する下請負人をいう。
- (11) 下請負人等 条例第10条に規定する下請負人等をいう。

(入札参加除外措置等)

第3条 知事は、規則第3条第1項及び第2項の規定により、入札参加除外者(同条第1項に規定する入札参加除外者をいう。以下同じ)の指定をするときは、入札参加除外部会の議を経るものとする。

2 前項の規定による入札参加除外者の指定に係る措置要件は、別表に掲げるとおりとする。

3 第1項の規定は、規則第7条第1項及び第4項の規定による指定の解除について準用する。

(注意喚起)

第4条 知事は、条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、入札参加除外部会の議を経て、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

2 前項の規定による注意喚起は、通知により行うものとする。

第5条及び6条 (削除)

(情報提供を受けた事業者の排除)

第7条 知事は、大阪府警察本部から暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた事業者(入札参加除外者及び誓約書違反者を除く。以下「情報提供を受けた事業者」という。)を随意契約の相手方としないものとする。

2 知事は、下請負人が情報提供を受けた事業者に該当しないことを確認するものとする。

3 第1項の規定は、情報提供を受けた事業者を構成員とする特定建設共同企業体(規則第4条第4項に規定する団体をいう。)について準用する。

第8条 (削除)

(契約の解除)

第9条 知事は、条例第11条第1項第6号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等の契約締結に当たって当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書違反者の指定等)

第10条 知事は、規則第8条第1項の規定により誓約書を提出した元請負人又は規則第8条第3項若しくは第5項の規定により誓約書を提出した下請負人等が次項各号のいずれかに該当すると認めて、規則第9条第1項の規定により誓約書違反者(同項に規定する誓約書違反者をいう。以下同じ)を指定するときは、入札参加除外部会の議を経るものとする。

2 前項の規定は、規則第9条第2項の規定により次の各号のいずれも該当しなくなった誓約書違反者の指定の解除について準用する。

(1)規則第3条第1項第1号又は第2号

(2)規則第3条第1項第3号

(公表期間経過後の情報提供)

第11条 規則第6条(規則第9条第4項において準用する場合を含む。)の規定により公表された入札参加除外者及び誓約書違反者に係る情報について、知事は、当該公表の期間が経過した後においても、原則情報提供を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

大阪府建設工事暴力団対策措置要綱は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪府暴力団等排除措置要綱の規定による指名除外は、改正後の大阪府暴力団等排除措置要綱の規定による入札参加除外とみなす。

3 改正後の大阪府暴力団等排除措置要綱第3条第4項の規定は、この要綱の施行の際に現に指名除外を受けている場合についても適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

別 表(第3条関係)

措 置 要 件
1 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。 (規則第3条第1項第1号及び第2号該当)
2 入札参加資格者及びその役員等が、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 (規則第3条第1項第3号該当)
3 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(以下「利益の供与」という。)をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。 (規則第3条第1項第3号該当)
4 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (規則第3条第1項第3号該当)
5 入札参加資格者及びその役員等が、前各号の規定に該当する者であると知りながら、これを相手方として、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。 (規則第3条第1項第3号該当)

大阪府公共工事等不当介入対応要領

1 目 的

この要領は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴排条例」という。）第12条の規定の趣旨に基づき、公共工事等において、暴力団を利することのないよう、当該契約の相手方及びその下請負人等（以下「受注者等」という。）が不当介入を受けたときの対応について定めるものとする。

2 不当介入の内容

暴排条例第12条第1項に規定する不当介入については、具体的に次のような行為をいう。

- (1) 作業員の安全管理、資材の保管状況、警備員の交通規制等の現場管理上の問題に起因した言いがかり
- (2) 迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄付金、賛助金等、名目の如何を問わず、不当な金銭の支払いを要求する行為
- (3) 労働者の雇用、下請工事の参入、特定資材の納入受入れ、物品の購入及び自動販売機の設置等を不当に要求する行為
- (4) 不当な手段又は方法による面談を要求する行為

3 不当介入の報告

発注者は、次に掲げる者（以下「暴力団員及び暴力団密接関係者等」という。）から不当介入を受けたときは、受注者等が速やかに府に報告するよう指導しなければならない。

- (1) 暴力団員及び暴力団密接関係者
- (2) 社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロその他の暴力的な要求又は法的な責任を超えた不当な要求を行う集団又は個人（前号に掲げる者を除く。）

なお、暴力団員及び暴力団密接関係者等であるかが不明な場合や要求の内容の一部に正当な部分があるなど、不当介入に当たるのかどうか判断に迷うものにあっては、発注者は積極的に大阪府総務部契約局に相談するものとする。

4 報告の方法（別紙1「不当介入対応フローチャート」参照）

- ① 受注者等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）別記様式第2号「不当介入報告書」（以下「報告書」という。）により、発注者及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者（以下「対策担当者」という。）に報告するものとする。ただし、暇がなく口頭による連絡を行った場合は、後日、報告書を各々提出するものとする。
- ② 報告を受けた発注者は、直ちに受注者等及び管轄警察署の対策担当者と連携し、必要に応じて現場に行き事実確認するなど、速やかに対応を図るものとする。また発注者は、受注者等に対し不当介入事案に対する措置結果についても、報告書により、発注者及び管轄警察署の対策担当者に報告するよう指導するとともに、その顛末を契約局に報告するものとする。
- ③ 報告を受けた契約局は、大阪府警察本部刑事部捜査第四課暴力団対策室と連携して、不当介入に対する対応策などを指導するものとする。

5 特記仕様書等への記載

発注者は、不当介入があった場合の受注者等から発注者及び管轄警察署への報告について、別紙2「特記仕様書等の記載例」を参考に、仕様書等に記載し、受注者等に対し当該報告を徹底するよう指導しなければならない。

6 関係機関等の緊密な連携確保

発注者は、契約局及び管轄警察署との連携を図り、公共工事等への暴力団員及び暴力団密接関係者等の不当介入の排除及び未然防止に努めるものとする。

附 則

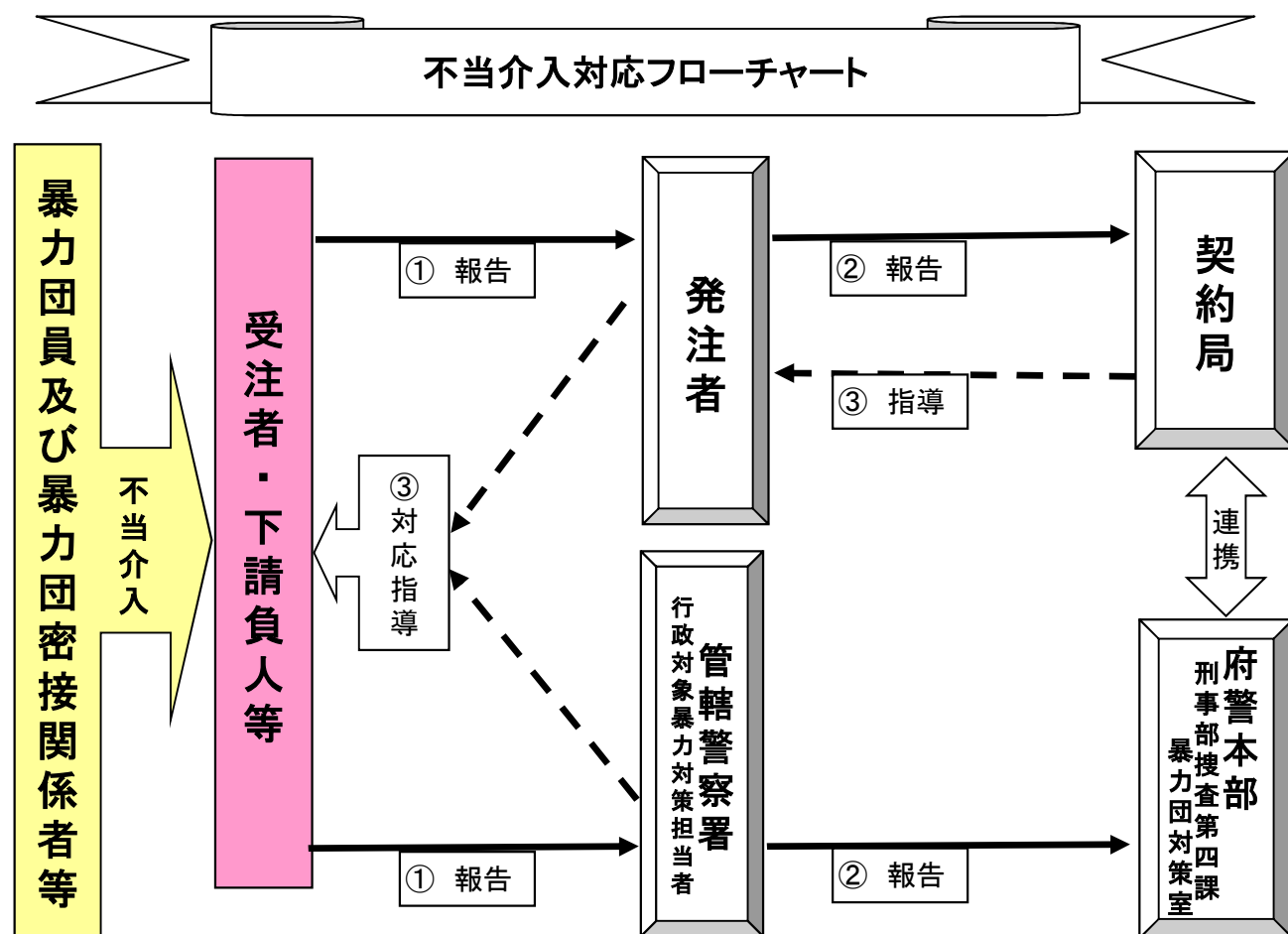
- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 従前の不当介入対応マニュアルは、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。



【特記仕様書等の記載例】

(不当介入に対する報告等)

第〇条 乙は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、甲及び管轄警察署への報告を行わなければならない。

2 報告は、不当介入報告書により、速やかに、甲及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。

3 乙は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

4 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表及び大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を措置することがある。